登別市役所及び市施設の年末年始休日の変更 (案)

1 概要

登別市役所及び市施設の年末年始休日は、条例等により「12月31日から翌年1月5日までの日」と定められているが、これを令和2年度の年末年始休日から、国や北海道の休日と同じ「12月29日から翌年1月3日までの日」に変更することとし、関係する条例等の改正を行う。

2 年末年始の休日が変更となる主な施設等

年末年始の休日が変更となる主な施設等
施設等名称
登別市役所
鷲別支所、登別支所、登別温泉支所
市民活動センター
労働福祉センター
総合福祉センター
札内高原館
公民館 (鷲別、登別、登別温泉)
市民会館
ネイチャーセンター
総合体育館
鉄南ふれあいセンター
老人福祉センター
保育所(富士、鷲別、栄、幌別東、登別)
子育て支援センター (中央、登別、鷲別)
児童デイサービスセンターのぞみ園
婦人センター
郷土資料館
文化伝承館
青少年会館 (登別市、富岸)
図書館(登別市立、アーニス分館)